

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 29 日 提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成17年東近江市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた東近江市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。